

令和元年度 第1回養成校意見交換会 議事録

日 時:令和元年5月11日(土) 15:00~17:00

場 所:麻生リハビリテーション大学校

参加者:

出席理事&監事名簿

役 職		氏 名	勤 務 先
会 長		西浦 健蔵	甘木中央病院
副 会 長		永友 靖	夫婦石病院
事 務 局 長		近藤 直樹	北九州市立総合療育センター
総務局	総務部	諫武 稔	福岡青洲会病院
	組織部	永野 忍	九州医療スポーツ専門学校
学術局	学術局長	廣滋 恵一	九州栄養福祉大学 リハビリテーション学部
	学術編纂部	佐藤 憲明	JCHO 九州病院
	研修部	宇戸 友樹	専門学校麻生リハビリテーション大学校
社会局	公益事業推進部	熊谷 謙一	製鉄記念八幡病院
支部局	支部局長	岩佐 聖彦	久留米大学病院
	北九州支部	山内 康太	製鉄記念八幡病院
	筑後支部	福田 輝和	朝倉医師会介護支援センター
地域包 括ケア 推進局	局長	松崎 哲治	専門学校麻生リハビリテーション大学校
	地域包括ケア推進部	今村 純平	久留米リハビリテーション病院
監事		森田 正治	国際医療福祉大学
		日野 敏明	済生会八幡総合病院

出席部長名簿

総務局	総務部	加藤 正和	小倉記念病院
	総務部	池永千寿子	製鉄記念八幡病院
学術局	研修部	山口 寿	福岡国際医療福祉学院
	研修部	岡本 伸弘	福岡和白リハビリテーション学院

養成校出席者名簿

	学校名及び施設名	参加者
1	北九州リハビリテーション学院	河波 恭弘
2	福岡医療専門学校	日高 洋輔
3	福岡リハビリテーション専門学校	西山 修
4	専門学校麻生リハビリテーション大学校	田中 裕二
		山下 慶三
5	国際医療福祉大学	森田 正治
6	福岡天神医療リハビリ専門学校	松本 和代
7	九州医療スポーツ専門学校	永野 忍
8	福岡和白リハビリテーション学院	中崎 満
9	小倉リハビリテーション学院	吉廣 伸隆
		井上 祥教
10	柳川リハビリテーション学院	横尾 正博
11	久留米リハビリテーション学院	大坪 健一
12	九州栄養福祉大学	吉田 遊子
13	福岡国際医療福祉大学	吉村 美香
		柊 幸伸
		島山 義弘
14	福岡医健・スポーツ専門学校	朝妻 恒法
15	帝京大学 福岡医療技術学部	関 誠

1. 開会の挨拶：会長

ご参加頂きありがとうございます。新たにできた臨床実習講習会開催指針に従い、福岡県内での運営について話し合うためにこの場を設けた。理学療法士になることを期待して入学する学生が安心して実習にいけるように、この場で忌憚ない意見交換が出来ることをお願いしたい。

2. 議事

1) 今回の会議開催についての経緯及び目的

→理事 A より説明

・協会主催の中央講習会を受けた方に、臨床実習指導研修会の講師及びファシリテーターになってもらうように指導がきている。

・講習会主催責任者、企画責任者を各 1 名、グループ討議のグループ毎に 1 名以上

・臨床実習講習会開催指針に基づき開催をしなければいけない。

・世話人（ファシリテーター）には臨床実習者講習会修了者及び長期教員等講習会修了者、教育 4 単位履修者が基準になる。

・開催方式は、養成校主体、士会主体または共同開催で、開催者は養成校または士会が主体になるように指針が出ている。

会長：都道府県の役割として、養成校、PT 会、OT 会の 3 団体、もしくは養成校と PT 会の 2 団体で開催する旨の方針が日本理学療法士協会から通達されたが、本会は養成校と PT 会で開催することとした。なお、本件については福岡県作業療法協会とは協議済みである。

2) 都道府県講習会開催スケジュールおよび開催までの手順と事務手続き

理事 A：2 月に福岡県で中央講習会を実施し 65 名のファシリテーター修了者を登録した。

福岡県士会としては 85 名を目指しており、残席の 20 名には臨床家の先生に請け負ってもらうことになる。

・開催の書類は、開催の 2 か月前に提出しなければいけない。

・開催準備には、受講者の 6-10 人に一人ファシリテーターが必要なので、65 名のファシリテーターから必要人数の依頼と調書が必要になる、書類は協会に送り、厚労省に申請、認可の流れである。提出時には受講者数や受講者名なども必要で、開催 1 週間前に協会から受講者の修了証が送られる。

→会議資料について説明

会長：本来、協議会設置後開催日を決めなければいけないところだが、当県は 6 回の開催である。他県は 3 回程度であるが、当県は多いので早めに士会で開催地を決めさせてもらった。ご理解いただきたい。

3) 都道府県講習会の開催方法の検討

2 年間は養成校と士会で共同開催を考えている。ファシリテーターへの依頼などの事務手続きなどを含め、協議会で協議しながらお互いの役割分担を検討したい。

4) 都道府県講習会開催費用の検討

→理事 A 資料を用いて開催に関する謝金や交通費について提案。

謝金について講師は1万円、ファシリテーターも1日1万円で2日間参加が必要なので一人2万円と設定した。交通費や弁当代などは別途検討が必要である。謝金については協会の指針に基づいて設定した。これに基づいて支出を計算した。予算については養成校には10万円の支払いをお願いしたい。

理事C：別紙資料3を用いて講師6名の必要性について説明。交通費に関しては自前学校であると予算はもう少し抑えられるかもしれないが、今回は現在考えられる最大の金額を提示した。6回開催することを考えると、180万円の費用がかかると考えている。もし15校の養成校でお金を出し合うのであれば1校の負担額を10万円程度とできれば150万円の予算が立てられる。不足分のお金は県士会負担とする。すべての教員の先生方が福岡県理学療法士会の会員になっていない。今回の講習会は会員のための講習会と設定している。士会のお金は士会会員の費用であり、そのお金を非会員のために使うことは不公平である。そのため全ての教員が会員の養成校は10万円、非会員1名以上いる養成校に関しては20万円の費用負担を提案したいと思う。

理事A：2点検討いただきたい。一つ目は開催日時、二つ目は費用について協議を依頼する。

養成校：財源について養成校は全国リハビリテーション協会および学校協会に所属している。養成校は全国リハビリテーション協会にお金を支払っている。そちらから財源を引っ張ることはできないか。

理事C：交渉はしていないが、学校協会からの財源は難しいと考えている。理学療法士協会からは出さないと提示されている。

養成校：学校協会に交渉したか？主催に明記されているので交渉できるのではないか

理事C：同じ主催者の理学療法士協会は払わないと言われており、それに対し交渉はしていない。学校協会を通じての情報は県士会まで下りてきていない。返事はもらえないかもしれないと考えている。

養成校：学校協会では九州ブロックで理学療法研修会を行っているそちらの財源を使えないのか。

監事A：九州ブロックは予算を徴収しているわけではなく、過去の財源を研修会に振り分けている。都道府県にその財源を出してもらうのは、難しい可能性がある。また、可能だとしても来年度以降の予算になると思われる。可能であったとしても実際にはあまり残っていないので徴収が必要である。もともと教員のPTのために使うと決めた財源であるので、今回の研修に適応が難しいと思われる。

養成校：4ページについて養成校側は会計処理をしなくていいのか。県士会に任せられるのか。

理事C：養成校と県士会で協議会を作って予算の運用を提案したいと思っている。

養成校：厚生労働省からの開催指針に開催者という言葉はないが、この開催者の定義を教えてください。別紙1-1の主催者は学校になっているが、先ほど主催は理学療法

士協会と学校協会という説明をいただいたが、主催者とは？

理事 A：別紙 1-1 によって説明したが開催者については協会に問い合わせる予定である。協会→厚労省→都道府県講習会の流れになっている。中央講習会は半田会長になっているのが、今回は養成校が開催者でいいのかは問い合わせで情報共有をしたいと考えていた。

監事 A：ある程度流動的に変更できるのだろうと考えていた。

養成校：主催者及び開催者の定義がわからないと誰の印鑑が必要か不透明で、書類上の手続きに不便が生じる。養成校の長なのか県士会なのか。

理事 A：確認する。

監事 A：協会を主催にしてもらった方がスムーズになる。福岡県では企画責任者を県士会または養成校にしてはどうかと考える。

養成校：県士会と養成校との共同開催は 2 年という説明だったが、そのあとも共同で開催できるのか、養成校だけで行わなければいけないのか。ファシリテーターの確保ができれば、養成校単体でも主催可能なのか。ゆくゆくは、養成校だけで開催ということになれば、自前でファシリテーターを準備しなければいけないのか。開催校のファシリテーターは 6 割までなので 4 割のスタッフを獲得する手段も講じなければいけないのか。先行きについてどう考えているのか教えてほしい。

事務局長：JPTA の方針から推察し、県士会と養成校との協力は今後も必要であると考え。しかし、士会も協会からの情報がやっと下りてきて対応に追われているところである。協議会を通して県士会と養成校が協議検討していくことはこの先も必要だと考えている。

理事 C：ファシリテーターの資格を持っている先生方のリストは県士会でも把握する予定である。そういったところで協力することも可能であると考えている。今後、どのくらいの指導者を養成しなければいけないのかをこの 2 年間で終了しないとわからない部分もある。

養成校：厚生労働省の開催指針ではファシリテーターの資格は講習会を受講した者とそれに準じるものとしている。協会ではファシリテーターを講習会受講していることを条件としているようである。ファシリテーターの基準である長期講習を受けている教員の名簿は県士会で把握できているのか。講習会を受けていないとファシリテーターになれないのであれば、自校開催で自校に講習会終了者が少ない場合ファシリテーターを他校からお願いすることになる。その交通費などをどうするべきか検討されているか。

理事 C：30 万であれば何とか運用できるだろうと試算した。ファシリテーターの質に関しては、中央講習会を受けたことについての優劣は私もないと思っているが、協会の指定である中央講習会を優先している。

事務局長：JPTA の要項としては、長期講習会受講者をダメとは言われていなかったが、中

央講習会を修了している者を講師にするという指導は受けた。

養成校：自校開催が認められているが、指導者が12回の講習に参加できない場合、漏れてしまった場合、実習地に学生を送れない。できれば自校開催をしたい。6回以外にも認めてもらいたいが可能か。

理事C：県士会は手続き上の機関として動かなければいけない。6回の開催を超えた場合の自校開催については、妨げられるものではないが、今答えられない。

養成校：各校で自校開催をする場合の費用は求めるつもりはない。許可をいただき、こちらで開催したいと考えている。

理事B：自校開催で行う場合、貴施設以外の実習施設の臨床実習者も受けられるようにできるのか。また県士会に案内をもらえるのか？

養成校：もちろんそのとおりである。こちらは県士会や協会からの許可が欲しい。講習希望者のリストなども提出できると考えている。

監事A：専門団体に統一図るよう国から指導があって今のような流れになっていると思う。先々は自校開催の対応もありだと思ふ。個人的には他県の臨床家も受け入れたいが、現状では難しい。まず養成校側は指導者にできるだけ受けてほしいとお願いをする。2年で最大1200名の養成を行い、指導者の数から、3年後以降の開催を決めたらどうか。今回の指定規則改正の対象学生は、今から4年間猶予があり、状況を見据え把握し育成してはどうかと思う。

養成校：地区で考えると各地区2地区。おそらく来年度の駆け込みが多いと考えられる。実習施設に会員になっていない指導者は多い。たくさん開催すれば、この機会に協会に入るように説明することもできる。

監事A：講習会の質の担保を維持することが必要である。また協会からのコンセンサスにも含まれているので、まずは県士会と養成校が足並みをそろえていくのはどうかと思う。

副会長：協会からも均一な質の講習会の提供をという指導がきており、まずは共同開催でその基礎を固めたいと考える。

養成校：来年の6校の場所については決まっていますか。

会長：この6校は自校開催ではない。抽選で決めた。来年度は協議会で検討したい。自校開催については否定しないが、自校開催の場合、その内容が正しく行えているかを判断する機構が必要である。資料や進行のチェックは県士会として必要だと考える。12回だけで終わらせる必要はないが、実習生の指導を正しく指導できる講習会にしているために、協議会で検討してもらいたい。

養成校：責任者として県士会から派遣していただければ、条件に当てはまらないかと考える。参加者側の交通費のこともあるので、できれば来年度の6校は今年度開催場所の6校を外して協議してほしい。

理事A：協議会で今後詳細を検討したい。予算に関して承認いただきたい。

養成校：今日ここで是非を言えない。

養成校：収入として入る 10 万はどう扱われるのか。

理事 C：収入最大 10 万円、支出最大 40 万円で、不足分を 32 万 6000 円と計算している。もしかしたら講師の交通費や運営に関わるスタッフの費用も別途かかるかもしれない。

養成校：養成校からの徴収した 10 万円は県士会の収入になるのか。

理事 A：10 万円とは参加者から徴収した収入を指している。受益者負担で考えている。

事務局長：講師および運営スタッフ、資料を全ての予算は概算で 40 万円程度と考えている。県士会は補填費用を払う立場にあるので県士会の収益にはならない。

5) 福岡県協議会設置について

会長：協議会を設置したい。県士会から 3 名、養成校から 3 名と考えている。お金の管理等の事務作業については、協議会と県士会で委託契約を交わしその委託費用で事務職員が業務を担う準備は出来る。

事務局長：協議会を設置して、予算や運営について話し合いたい。今後の運営についての情報共有なども考えている。養成校意見交換会があるが、その議題なんかも話し合えるかとおもう。運営費に関しては、会長からの意見のとおりである。

養成校：協議会の通帳を作らないといけない。可能なのか？県士会の中で通帳を作ってもらう方が容易だと思われる。協議会の組織上の運用については、詳細について提案をしてもらったほうが運用しやすい方法として選択し、養成校側は受け入れやすい。

事務局長：県士会の立場としては、公益法人としての勘定科目があるため、どの科目に該当するかの確認が必要であるが、検討の余地はあると思う。

監事 A：源泉等の問題や税理士など問題などもあるので、養成校に提案をしてほしい。

養成校：県外参加者の漏れがないように行うための方向性とはどのような配慮が必要であるか。県士会としては先着順など公平性の伴うもので行う予定か？

理事 C：養成校からの案内は可能であるが、定員を超えてしまった場合先着順などの対応が必要になるかもしれない。当校で開催するから、当校関連の実習施設だけに案内するということは避けたいので、県士会を通じて行ってほしい。他県に関しては、然るべき方法で先着順と考えている。

監事 A：他県でも開催するので、まずは、他県は他県内の講習会に行くようお願いしてほしい。他県を入れると県内の指導者が参加できない可能性が出てくると思われる。まず優先されるのは県内の指導者であるべきと考える。

養成校：他県をお願いしていいのか。当校は熊本に近いところに存在している。案内はしてよいか？

監事 A：他県を受け入れると当県の指導者数の減少につながりかねないので、できるだけ県

内での誘導をした方がいいと思われる。協会の都道府県講習会の回数の試算は、都道府県の会員数に応じて設定してある。

会長：ここで決めたらどうかと思うが、福岡県の PT 優先、もし空きがあれば他県の PT を先着順に受け入れるとしてはどうか。余っている席数を余らせるのはもったいないと考える。広報は県内に出すが、養成校から指導者にお知らせしてもらってよい。ただ福岡県内を優先したいと思う。

理事 C：県士会もお金を出す、各養成校もお金を出している。養成校の立場からすれば他県の指導者を拒否することはしてほしくないと考えていると思う。県士会は福岡で広報すればよい。養成校は養成校の事情で動いていいと思うので県内に限らなくてもよいと考える。

監事 A：九州ブロックの士会長会議で申し合わせをした方がいい。福岡県だけこういう措置をとると勝手に決めると養成校は動きにくいかもしれない。

養成校：年数に余裕があるのであれば県内優先で、他県は次年度以降でも大丈夫かと思う。

養成校：県外からの参加者は参加費を上げるという措置を取ってもいいのかもしれない。

理事 D：先着順となると同じ実習地から一度にたくさんのスタッフが受けることになって、ほかの施設の臨床実習者が受けられないのであれば、1 施設何名と決めてはどうか

会長：フィルターをかけて先着順で 100 名埋まらなかったら損である。学生が実習を受けられない状況を作りたくない。福岡県優先で他県も受け入れる方針で広報したいと考える。

養成校：養成校としても病院の環境を整えてほしい。

理事 C：交通費を各養成校から出したりはしないのであれば、県内の指導者が多いと思われるので、そこまで他県を排除することにならないと思う。

副会長：2 日間の研修を許可できる病院は多くなく、広くアナウンスする方針で考えたい

理事 E：養成校がばらばらに広報するよりも、県士会の HP 上に、開催内容と開催日、交通費がないことなどを公開する。各養成校から福岡県理学療法士会の HP をご覧くださいとご案内すれば、情報共有の統一をしやすいかと考える。

理事 D：経験年数 5 年以上が実習指導者、4 年以上は講習会に参加可能という判断でいいか。

理事 A：そのとおりである。

理事 F：対象者について養成校の県内外の実習施設とされているので、県外の実習施設で県外の養成校を受け入れる指導者は今回対象外にした方がいいのではないかと。費用負担からも福岡県士会および県内の養成校にメリットが少ないと考える。

養成校：中央講習会の中で当日の写真や制作物の提出、および参加者への電子媒体での配布はどこの組織が行う予定か。

事務局長：その詳細は今後の協議会の中で解決していきたい。

養成校：今年度の自校開催は難しいのか、企画書を出したら可能性はあるのか。

会長：反対はしていないが、今は返事できない。上半期が終わった時点で参加者数などを

鑑みて、少ないと判断したときに協議会で検討したいと思う。

養成校：実習生をたくさん見てもらうために準備を進めたい。「主たる実習施設の近接する協力病院」の定義を教えてほしい。提示されている実習施設の要件の資料は古くないか？有効なのか？

理事C：基本は2対1で行う。同施設の全てのスタッフが受講できるとは限らない。

理事B：Q&Aで近接についての答えがあるので、各自で問い合わせはどうか。

会長：各施設で条件が異なるので、各施設で調べてほしい。

監事A：講師・ファシリテーターをどうするのか？自校以外で3割以上のファシリテーターの協力をどこに進めてもらったらいいか？

理事C：協議会を作りたいと考えている。協議会の構成をするにあたり、立候補して下さる先生方はいますか？県士会は学術局を中心に参加する予定である。

養成校：今回の6校から推薦してはどうか。

理事C：責任者は高木先生と半田先生、開催者は協会？講習会企画責任者は開催場所になっている養成校の先生にお願いしたい。ファシリテーターの養成は県士会。協議会は開催校6校から参加してもらうことで承認としたい。

監事A：現在、講師及びファシリテーターで16人を見積もって考えている。

養成校：講師及びファシリテーターは兼務可能。多く見積もると集まらなかった場合、困るので最低人数の10名を見積もっておいた方が7月の講習会がいい。厚労省に提出する資料が2か月前なので、本来協会にはもっと前に提出が必要であるので、集まるかどうか考えて行動されたほうが手間は少ない。

理事C：講師16人枠にしているが13人で考よう。

養成校：ファシリテーターは2日間勤務、講師は当日のみでよいので16人でなくても運営できるかと思う。

養成校：協議会の開催頻度はどの程度でしょうか。6校以外でも参加することは可能か？

養成校：10万円の費用について、正式な書類を提出してほしい。

事務局長：県士会も協力という立場であるので、県士会の名前で書類は難しい。

養成校：協議会からではどうか。

事務局長：そちらの方がいいと思われる。

会長：協議会の構成はやはり3名ずつでお願いしたい。各支部1名ずつでどうか。

北九州支部→小倉リハビリテーション学院 吉廣信隆先生

筑後支部→国際医療福祉大学 森田正治先生

福岡支部→福岡医療福祉大学 終幸伸先生

※代表世話人 森田先生。県士会からの担当者は会長より任命。

6) その他

事務局長：広報発信は来週、HP および Fax 通信を利用する。拋出の書類は森田先生の名前で配信。養成校は費用面の回答を6月末日までの回答をお願いしたい。

養成校：広報は6回すべての情報が掲載されるか。

理事A：その予定で進める。ファシリテーターの確保が緊急である。早急に65名に情報を発信し予定を確認していきたいと考えている。

理事G：申し込みはいつからはじまるか。

理事A：事務所に確認を取って、マイページでの登録を検討している。

理事D：マイページでは非会員が登録できない。

理事A：メールでの登録も同時に検討する。